

令和6年11月29日成田市規則第60号

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和
6年条例第32号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は，令和6年
12月16日とする。